

令和6年（2024年）3月

平塚市議会定例会議案（1）

議 案 目 次

	ページ
議案第1号 平塚市手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第2号 令和5年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第3号 同 競輪事業特別会計補正予算	別冊
議案第4号 同 国民健康保険事業特別会計補正予算	別冊
議案第5号 同 介護保険事業特別会計補正予算	別冊
議案第6号 同 後期高齢者医療事業特別会計補正予算	別冊
議案第7号 同 下水道事業会計補正予算	別冊

平塚市手数料条例の一部を改正する条例

平塚市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第9項第1号中「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「若しくは第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同項第6号中「事務」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「又は法」を「、法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
--	---------------------------------

別表第9項第3号中「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

<p>(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
---	---------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏

